

令和 9 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	02	府 省 庁 名		経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）				
要望項目名	特定ガス供給業等に係る法人事業税の課税方式の変更				
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）				
	特定ガス供給業 (※)		一般・特定 ガス導管事業		その他の事業 (資本金1億円超の普通法人)
	課税 標準		収入割		所得割
	税率		収入割 1.0%		所得割
	収入割 0.48%		付加価値割 1.2%		800 万円超 7.0%
	付加価値割 0.77%		資本割 0.5%		800 万円以下 400 万円超 5.3%
	資本割 0.32%		所得割 1.0%		400 万円以下 3.5%
(※) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 10 項に規定するガス製造事業者（同法第 54 条の 2 に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第 38 条第 2 項第 4 号の供給区域内においてガス製造事業（同法第 2 条第 9 項に規定するガス製造事業をいう。）を行うものに限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く）に限る。 ・ 特例措置の内容 令和 4 年度税制改正において、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、特定ガス供給業に該当する事業者以外が行うガス供給業の課税方式については、その他の事業と同様の課税方式に見直されたが、ガスシステム改革による事業環境や競争状況の変化を踏まえ、未だ収入金課税の対象となっている特定ガス供給業、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業に該当する事業者の法人事業税について、「その他の事業」と同様の課税方式へ変更する。					
関係条文	地方税法第 72 条、第 72 条の 2、第 72 条の 12、第 72 条の 24 の 2、第 72 条の 24 の 7 地方税法施行令第 22 条、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 2 条、第 7 条				
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)				

要望理由	(1) 政策目的 ガス導管事業等のガス供給業の法人事業税の課税標準は収入金額とするとされており、「その他の事業」と異なる扱いになっている。以下に記載の理由から、「課税の公平性」を確立するため、一般の競争下にある「その他の事業」を行う事業者と同様の課税方式に改めるものである。 (2) 施策の必要性 特定ガス供給業の課税標準が収入金額とされている理由については、①地域独占企業で料金認可制により価格転嫁が容易であること、②料金認可制により所得が低く抑えられるため所得金額に対する課税では事業規模に見合った税負担とならないこととされているが、その前提は以下のとおり、大きく変化している。 まず、ガス事業法における規制緩和について、大口需要に対する自由化範囲が平成 16 年 4 月から 50 万㎡以上に、平成 19 年 4 月からはさらに 10 万㎡以上へ拡大され、平成 29 年 4 月からは小口も含めて全面自由化され、原則として料金規制の廃止が手当たされた。小売全面自由化を契機に、小口の都市ガススイッチングが進むとともに、産業用等（大口）でも、燃料獲得競争が激化している。こうしたガス事業者間の競争の進展に加え、ガスは代替性があるエネルギーであるという特性があることもあり、LPG や灯油等との競争に加え、昨今のオール電化住宅の普及による競争も激化しており、特定ガス供給業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めていいる。実際に、特定ガス供給業を行うガス小売事業者については、新規参入が円滑化される環境が整備され、他の小売事業者に必要な供給余力が認められるとして、1 社を除き経過措置料金規制が撤廃され、残る 1 社についても令和 8 年 10 月には経過措置料金規制の撤廃が見込まれる状況にある。これにより、特定ガス供給業を行うガス小売事業者については、全ての小売料金が完全に自由化されることとなる。 このように、ガスシステム改革（平成 27 年 6 月にガス事業法改正）による小売の地域独占撤廃及び料金規制原則廃止が進む中で、平成 30 年度及び令和 4 年度の税制改正により、ガス供給業を行う中小法人、ガス供給業を行うもののうち経過措置料金規制が課されていないガス小売事業者等は、一般の課税方式へ見直しが行なわれている。 今般、特定ガス供給業を行うガス小売事業者について全ての小売料金が完全に自由化されることとなり、当該事業者においては新規参入者との競争、料金の抑制が求められる中で既に料金規制が解除されている他のガス事業者と同じ事業環境になる。この状況下においてガス小売事業者間の課税の公平性を確立することは、ガス事業者間における公平な競争環境の実現と、競争活性化を通じた料金の抑制に寄与し、ガスシステム改革の目的達成に資することから、特定ガス供給業事業者に係る課税方式の見直しが必要である。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

合理性

政策体系における政策目的の位置付け

6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進

政策の達成目標

ガス供給業は、法人事業税として収入金額（ガス売上）に課税されることから、他の一般企業と同等の税負担水準とすることを通じて、課税の公平性を確保する。

売上高に対する租税負担率の業種間比較（単位：％）

	ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械製造業	電力
R4	4.5 (2.3)	2.2 (0.7)	2.2 (0.5)	3.1 (0.6)	0.4 (0.2)	1.8 (0.8)	2.4 (0.5)	1.7 (2.2)
R5	4.3 (2.4)	2.3 (0.7)	2.3 (0.5)	2.9 (0.6)	0.8 (0.2)	2.2 (0.8)	2.3 (0.4)	4.0 (2.5)
R6	3.9 (2.5)	2.2 (0.7)	2.2 (0.5)	3.0 (0.5)	0.3 (0.2)	1.6 (0.6)	2.2 (0.4)	3.7 (2.4)

出典：法人企業統計年報（財務省）他

※上段は（租税公課＋法人税等）／売上高、下段は租税公課／売上高

※租税公課：営業上負担すべき費用。固定資産税、自動車税及び印紙税等が計上されており、収入割など所得以外を課税標準とする法人事業税も含まれる。

※法人税等：損益に応じて負担する税。法人税、住民税及び事業税が計上されており、所得を課税標準とする法人事業税が含まれる。

税負担軽減措置等の適用又は延長期間

恒久措置

同上の期間中の達成目標

ガス使用者の利益保護や、ガス事業の健全な発達（安定供給、保安の確保等）に向け、「その他の事業」との公平性を確保する。

政策目標の達成状況

－

有効性

要望の措置の適用見込み

特定ガス供給業に該当する事業者 5 社
一般ガス導管事業者 189 社
特定ガス導管事業者 29 社

要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）

本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（特定ガス供給事業）に対する「課税の公平性」を確立するものである。
本措置による効果は、ガス料金の抑制によってガス需要家に広く還元されるものであり、一個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による措置が適している。
本措置がない場合、その他の産業との税負担水準の格差が改善されない。

相当性

当該要望項目以外の税制上の支援措置

関連する措置はない。

予算上の措置等の要求内容及び金額

関連する措置はない。

上記の予算上の措置等と要望項目との関係

－

要望の措置の妥当性

本措置による効果は、ガス料金の抑制によってガス需要家に広く還元されるものである。また、自由化や燃料間競争の進展している特定ガス供給業において、「その他の事業」と並みの税負担水準とすることは、課税の公平性の観点から妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	公平性を確保するために、課税方式を「その他の事業」と同様とすることにより、「その他の事業」との税負担水準の格差を改善する。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		○昭和 50 年度税制改正から「その他の事業と同一の扱い」にするよう継続的に要望。 ○平成 30 年度税制改正において、「ガス供給業」の対象範囲から、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、ガス製造事業者及び経過措置料金規制対象事業者以外の者が行うものを除外 ○令和 4 年度税制改正において、「ガス供給業」の対象範囲から、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、 ・ 特定ガス供給業以外の事業者を行うものを除外 ・ 特定ガス供給業に該当する事業者の課税方式について、収入割の一部に外形標準課税を組入